

情報通信行政・郵政行政審議会  
郵政行政分科会（第46回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成28年4月22日（金） 13時59分～14時36分  
於・総務省 共用10階会議室（10階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、清野 幾久子（分科会長代理）、菅 美千世、  
多賀谷 一照、二村 真理子

（以上5名）

第3 出席した関係職員等

武田 博之（郵政行政部長）  
齋藤 晴加（郵政行政部企画課長）  
後藤 慎一（郵政行政部信書便事業課長）  
西浦 徳昭（郵政行政部信書便事業課課長補佐）  
東 政幸（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第4 議題

（1） 諮問事項

ア 特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並び  
に事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可について

【諮問第1134～1136号】（非公開）

## 開 会

○樋口分科会長 皆さん、こんにちは。ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会を開催いたします。

本日は、委員8名中5名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

また、本日の会議は情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により諮問事項でございます「特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可」については非公開にて行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 ありがとうございます。それでは、本日の議題の審議は非公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の案件は諮問事項3件でございます。

それでは、諮問第1134号から1136号「特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可」について総務省から説明をお願いいたします。

○後藤信書便事業課長 よろしくをお願いいたします。

まず、諮問第1134号「特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可」につきましてご審議をお願いいたします。

本件は、特定信書便事業への新規参入意思を有する事業者4者につきまして、信書便法に掲げる基準に適合しますことから、認可及び許可することといたしたいということでございます。

横長の別紙1をご覧ください。おめくりいただきまして、1ページ目から3ページ目でございますが、こちらが事業の許可の申請の概要でございます。ご覧いただきますと、関東から1者、株式会社グローバル。それから、東海エリアから3者、赤帽岐阜県軽自動車運送協同組合、静岡ビルサービス株式会社、昭和建物管理株式会社でございます。今回4件ということでございますが、最近の傾向でいきますと、やや少な目にお見受けされるかもしれません。これは年度初めの開催時の傾向でございますけれども、大体3者か4者ぐらいでございまして、この4月、年度初めから事業開始を見据えた参入が一段落したということで、今回このぐらいの件数になっているということかなと思っております。

それから、事業者の区分ですが、貨物運送業が2者、ビルメンテナンス業が2者となっております。また、提供サービスの顧客でございますけれども、今回、地方公共団体、それから関連する物流会社との取引を予定しているということでございます。

それから、3ページをご覧くださいまして、こちらは事業計画の変更の認可申請でございますが、こちらは1者、ビーエスロジスティクス株式会社ということで1号役務の追加ということでございます。新規については4者とも1号、それから3号への参入ということで、資本金欄をご覧くださいまして、いわゆる大企業が多

くはなっておりますが、提供区域について地域限定的なところが多くなってございます。

事業開始予定日は5月1日になっておりますが昭和建物管理株式会社のみ6月1日予定ということでございます。

続きまして、別紙2-1と別紙2-2の審査結果の概要もご覧いただきながら、お話を聞いていただきたいと思っております。ちょっと前後いたしますが、別紙1の資料の11ページから12ページをご覧ください。

まず1点目、この事業計画が信書便物の秘密を保護するために適切か否かという観点でございますけれども、ご覧いただきますと、各者とも引受けの方法を明確に記載しております。また、後ほどご説明します諮問第1136号とも関連いたしますけれども、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から引き受けることとされております。配達につきましてもその方法が明確に記載されておまして、信書便管理規程の遵守義務のある者が配達して、差出人の指図によって受取人に直接引き渡し、または郵便受箱へ投函するなどとおされておるところでございます。

また、業務の一部委託をする場合、これは赤帽岐阜県軽自動車運送協同組合でございますけれども、こちらにつきましましては、委託契約書におきまして受託者に信書便管理規程の遵守義務をかけております。これらを踏まえまして、事業の計画は信書便物の秘密を保護するために適切であるものというふうに判断しております。

続きまして、2点目、事業の遂行上、適切な計画であるか否かでございますが、こちらは4ページ以降をご覧くださいと思います。まず収入の部が4ページから6ページでございます。こちらにつきましましては、信書便事業の見込収入でございますが、これは契約が見込まれる者との予定契約額、または顧客へのヒアリングにより得られた予定利用見込通数に予定平均単価を掛け合わせて算出しております。あるいはルートごとの予定契約月額を年間に換算したものでございます。これも毎回そうでございますが、単価につきましましては顧客の業種とかニーズによりまして、信書便物の中身そのものや利用見込み通数、セキュリティー等の程度も異なりますので若干開きが生じているところがございます。

なお、3号役務につきましましてはご覧のとおり、全て800円超の法定要件を満たしているところがございます。

続きまして、支出及び利益の部でございます。7ページ、8ページでございますが、こちらを見ていただきますと、今回の特徴としましては、今回もと言ったほうがいいのかもかもしれませんが、人件費、経費、これは販管費等ですが、これらが共通して多くなっております。先ほど申し上げました赤帽岐阜県軽自動車運送協同組合、でございますが、こちらにつきましましては、「その他」の欄に計上されておりますが、これは業務の一部を組合員業者に委託するというので、ここに計上されております。

それから、信書便事業営業利益の欄をご覧くださいますと、全事業者においてプラスとなっております。また、一番右側の当期純利益につきましてもいずれもプラスとなっております。これらのことから、事業収支には特段の問題は見受けられない、妥当であるというふうに判断しております。

それから、このほかに各者から申請のありました役務内容は、大きさ、重さなど、それぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合しております。また、特別な事情として、経済的な観点から業務の一部を委託する赤帽岐阜県軽自動車運送協同組合でございますが、第三者への再委託禁止等がきちんと定められておりますので、事業遂行上、適切な計画を有するものであるというふうに判断しております。

続きまして、3点目、事業を的確に遂行するに足る能力を有するか否かでございますが、こちらは9ページ、10ページをご覧ください。直近の決算年度におきまして、XXXXXXXXXX純資産の額はプラスとなっております。事業開始に要する資金につきまして、全額自己資金による調達が可能である見込みでございますので、各社とも財産的基礎は問題ないものと判断しております。

なお、配布資料の末尾に「参考資料」として、許可申請事業者が債務超過である場合の運用基準をお付けしております。折を見て、審議会にご提示したいと前々より考えておりましたものです。

(1)の要件は、①の経常利益が黒字というのは要は少しずつでも毎年毎年債務超過が解消していく方向だというのが見えますし、②につきましては、手元に流動性の高い資金があつて、事業を開始できるだけの能力があることが判断できる指標ということでチェック項目としているということでございます。

次に(2)でございますけれども、次の①、②のいずれの条件も満たしている。1つが事業改善計画書に実現性、合理性がある。審議会において、きちんと説明できるものである、荒唐無稽なものじゃないということ。それから、少しずつでも債務超過が解消したらよいとはいえ、10年も20年もかかるとは適切ではないと考えまして、5年以内で解消するということが見込まれるかどうかということとしております。

続きまして、諮問第1136号とも関連いたしますが、今回申請のあつた各者とも信書便物の秘密の保護を目的とする信書便管理規程におきまして信書便管理者の事業場ごとの選任、それから、秘密の保護に配慮した作業方法など、職務内容が明確に記載されておきまして、秘密の保護のための管理体制を整備するための能力もあるものと判断しております。加えて自動車その他の輸送手段を使用する場合に必要な許可等も取得済みでございますので、事業を的確に遂行するに足る能力を有するものと判断しております。

以上の3点をまとめまして、各者とも信書便法の規定に基づく許可の基準に適合してございます。加えて欠格事由に該当しないということも確認しておりますので、特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可をすることといたしたいと考えております。

続きまして、資料46-2をご覧ください。諮問第1135号「信書便約款の設定及び変更の認可」についてでございます。こちらにつきましては、新規参入者から許可申請のあつた信書便約款と既存の事業者3者から変更の認可申請があつた信書便約款についてご審議いただきたいと思っております。

なお、一般貨物自動車運送事業または貨物軽自動車運送事業を営む者につきまし

ては、この審議会でご審議、ご答申いただきました標準信書便約款と同様のものを定めた場合は個別に信書便約款の認可を受ける必要がないという制度が創設されてございます。今回は新規事業者のうち株式会社グローバル及び静岡ビルサービス株式会社、それから事業計画変更申請のありましたビーエスロジスティックス株式会社につきましては、貨物軽自動車運送事業者用の標準約款と同様のものを定めておりますので、諮問の中には含まれておりません。

このような前提で説明に入らせていただきますが、まず新規参入にかかる信書便約款の設定の認可でございまして、別紙1の1ページから2ページをご覧ください。審査した結果が、別紙2-1でございまして、こちらをご覧くださいながらお聞きいただけたらと思います。

役務の名称及び内容、それから信書便物の引受け、配達、転送・還付の条件、送達日数、料金收受の方法等について、いずれも適正かつ明確に定められてございます。

それからまた、特定の者に対して不当な差別的取り扱いをする規定はないというふうに認められておまして、法令上の基準に適合しており、認可することとしたいと考えております。

次に、信書便約款の変更の認可でございまして、こちらは別紙1の3ページ以降をご覧ください。3者より申請がなされております。1号役務のサイズ、または3号役務の料金の額の変更に伴うものとなっております、この変更の内容があらわれますのは役務の名称及び内容、それから引受けの条件の部分でございまして。

1号役務の変更についてはセイノースーパーエクスプレス株式会社、それから1号及び3号の役務の変更につきましては株式会社セルートと有限会社ビーアイ通商となっております。なお、セイノースーパーエクスプレス株式会社につきましては、巡回便をやっているのですが、巡回便については、全ての取引相手に対しまして一定の取扱い頻度を求めるというような条件を付す変更をしております。これは実は、標準約款と同じ規定ぶりなのですけれども、それに合わせるという変更を今回しているということで、引受け条件の変更というところに丸がついているのはそういう変更でございまして。

以上のことから、各者とも取り扱う信書便物の大きさの制限の緩和など、法令上の基準に適合していると認められますことから、認可することといたしたいと考えております。

続きまして、資料46-3でございまして、諮問第1136号「信書便管理規程の設定及び変更の認可」についてでございまして、こちらは新規参入事業者4者より認可申請のありました信書便管理規程、それから、既存事業者1者より変更認可申請のあった信書便管理規程についてのご審議をお願いしたいという案件でございまして。

まず新規参入に係る信書便管理規程の設定の認可でございまして、別紙1をご覧ください。審査結果が別紙2-1でございまして、4ページでございまして。事業許可におきまして、事業を的確に遂行するに足る能力を有するか否かのところでも言及いたしましたけれども、信書便管理者の選任、それから、信書便物の秘密保護に配慮した作業方法、それから、事故発生時等の措置、教育訓練など、事業者の取り扱

い中に係る信書便物の秘密の保護について、適切に記載されております。法令上の基準に適合するというふうに考えられますことから、認可することといたしたいと考えております。

続いて変更の認可についてでございますが、こちらは別紙1の3ページをご覧ください。審査結果が別紙2-2でございます。株式会社ワーズでございますが、こちらにつきましては信書便業務の管理責任を果たせる信書便管理者の選任の基準につきまして、信書便業務の管理責任を果たせる配送管理責任者の中から信書便管理者を選任するという旨の変更を行いたいというものでございまして、こちらも選任基準ということで、妥当でございますので、法令上の基準に適合すると認められますので、認可することといたしたいと考えております。

今回、許可申請等をお認めいただけた場合の参入状況についてまとめました参考1をご覧くださいただけたらと思っておりますが、前回から廃業が1者出ております。新規参入が4者でございますので、前回470者ございましたが、プラスマイナスで今回473者となります。ちなみに廃業した者というのは、3ページの熊本県のところをご覧くださいただけたらと思っておりますが、株式会社産交運輸物流サービスが、信書便事業者でもあります親会社の左隣の九州産交運輸株式会社に吸収合併されたということで1者減ったということでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○多賀谷委員 どこでしたか。運用基準？我々がこれを見るのは初めてですか。

○後藤信書便事業課長 はい、そうです。

○多賀谷委員 そうですね。事務方でそういうものをつくっているということですね。この基準というのは唯一この基準があるわけですか。

○後藤信書便事業課長 運用基準としてはこちらだけでございます。本日のご議論を踏まえまして、審議会にご説明した資料として、ホームページにも掲載したいと考えております。

○多賀谷委員 要するに、この訓令は12年前に。

○後藤信書便事業課長 はい、それは信書便法が制定されたのと同時にできております。

○多賀谷委員 この基準は？

○武田郵政行政部長 訓令は平成15年で。

○後藤信書便事業課長 上の方は平成15年にできております。

○多賀谷委員 この運用基準は訓令とは違うんですか。

○後藤信書便事業課長 すみません。失礼しました。上の許可基準は、法律でございますので、これは信書便法ができております。運用は、同時に総務省の「訓令」として、訓令といいますのは、法律、政令、省令があつて、その下の運用でございます。

○多賀谷委員 (9) 資金計画というのは、訓令の中身ではないんですか。

○後藤信書便事業課長 これは訓令の中身ではなくて、あくまで運用でして。

- 多賀谷委員 この書き方だったら、訓令の中身のように読めるので。第4条の(9)と書いてあるでしょう。そうすると第4条の(1)から(8)まで別にあるのかと見られますよ。
- 後藤信書便事業課長 すみません。思い違いを致しました。(9)資金計画というのは、訓令の中身でございます。また、(1)から(8)も同じ訓令の一部として、対外的に公表しております。
- 多賀谷委員 オープンになっているのでしょうか。
- 後藤信書便事業課長 はい。
- 多賀谷委員 どこまでが訓令で既にオープンになっていて、どこからが訓令ではなくて今回初めてオープンになるのかが分かりにくい。(9)の資金計画というところまでが訓令なのか。
- 後藤信書便事業課長 はい、おっしゃるとおりです。矢印から下だけが訓令ではなく、今回初めてお示しするものです。
- 多賀谷委員 矢印から下だけ。わかりました。
- 後藤信書便事業課長 はい、ご説明が不完全でした。申し訳ありません。
- 多賀谷委員 それ、矢印から下のところだけであれば、何だというふうに説明するんですかね。この資料をこのまま出したのではわからないでしょう。訓令第4条第9項資金計画の運用であることが分かるように。
- 後藤信書便事業課長 訓令第4条第9項資金計画の具体的な運用の中身であることが、それとわかるように書き直したいと思います。ありがとうございます。
- 樋口分科会長 ほかに何かございますか。
- 二村委員 ちょっと質問させてください。
- 樋口分科会長 どうぞ。
- 二村委員 諮問第1135号の変更認可申請があった株式会社セルートですとか、もう1者、3号役務の料金引き下げというのが2者から出ているんですが、業界全体の傾向として、価格引き下げの方向、料金引き下げの傾向というのはあるんでしょうか。
- 後藤信書便事業課長 実際に幾らで提供するかというのは各者ばらばらかもしれませんが、3号役務の場合ですと1,000円超を800円超に下げるというのは全てそうでございます。そうしておいて、実際800幾らで提供するのか、900円で提供するのか、そこは相対でやられたりもしますが、多くの場合、800円超に下げられながらもまだ1,000円超のものが提供されているようなところも見受けております。1号につきましても3辺合計90センチ超を73センチ超にしておいて、あとはお客様との関係で73センチ超の小さいものの方がいいよというお客様であればそうしますし、引き続き大きいほうのうちは便利だよと言われれば90センチ超のままとする。そこは事業者としてのサービス提供の幅を確保するためにこういう変更をされてきているということでございます。
- 二村委員 では、何か競争が起きて、全体的にこういうふうの下げていきたいというふうな意思表示ではないということよろしいのですね。
- 後藤信書便事業課長 まだそこまで分析できてございませんが、そういうことに

つながっていくことを我々としては期待しております。

○二村委員 ありがとうございます。

○樋口分科会長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

ほかに意見等ございませんようでしたら、諮問第1134号から第1136号については、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申することにしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することにいたします。

以上で予定しておりました議題の審議は終了しましたけれども、この際、何か各委員の方々からコメント、発言ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

事務局から何かありますか。

○東情報流通行政局総務課課長補佐(事務局) 事務局から次回の日程についてお伝えします。次回の日程ですが、5月20日金曜日の11時から総会の開催を予定しております。詳細につきましてはまた別途ご連絡を申し上げますので、どうかよろしくお願いいたします。

○樋口分科会長 わかりました。皆様、5月20日はよろしくお願いいたします。

以上で分科会を終了したいと思います。本日はどうもありがとうございました。

閉 会